

議第33号

令和7年度酒田市一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度酒田市一般会計補正予算（第7号）について、酒田市長より意見を  
求められているので、同意するものとする。

令和7年11月25日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

## 議第34号

### 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年11月25日提出

酒田市教育委員会  
教育長 赤坂 宜紀

### 酒田市体育施設設置管理条例施行規則及び酒田市平田B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

(酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部改正)

第1条 酒田市体育施設設置管理条例施行規則（平成28年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表 (1) 共通事項の表中

「

- (1) 山形県及び山形県競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの（公益財団法人酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう。）に加盟しているものに限る。）
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業

」

を

「

- (1) 公益財団法人酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう。）に加盟している競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要がある

と認められるもの

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業

」

に改める。

(酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部改正)

第2条 酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則（平成28年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(1) 山形県及び山形県競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの（公益財団法人酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう。）に加盟しているものに限る。）

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業

」

を

「

(1) 公益財団法人酒田市スポーツ協会（令和4年4月1日に公益財団法人酒田市スポーツ協会という名称で認定された法人をいう。）に加盟している競技団体が主催して行う事業のうち、特に必要があると認められるもの

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める事業

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

体育施設使用料の減免申請を行う競技団体との齟齬が生じないよう、所要の改正を行うものである。

## 議第35号

### 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次の様に改正する。

令和7年11月25日提出

酒田市教育委員会  
教育長 赤坂 宜紀

### 酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

酒田市体育施設設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

総合型地域スポーツクラブの体育施設使用料は、令和3年4月1日から経過措置として「当分の間は全額免除」としてきたが、令和7年度で経過措置期間を終了し、令和8年度から本来の運用（5割減額）とするため、所要の改正を行うものである。

## 議第 36 号

### 酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次の様に改正する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

酒田市教育委員会  
教育長 赤坂 宜紀

### 酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

酒田市平田 B & G 海洋センター設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和 3 年教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### （提案理由）

総合型地域スポーツクラブの体育施設使用料は、令和 3 年 4 月 1 日から経過措置として「当分の間は全額免除」としてきたが、令和 7 年度で経過措置期間を終了し、令和 8 年度から本来の運用（5 割減額）とするため、所要の改正を行うものである。

議第37号

請負契約の変更について

鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）の請負工事の変更について、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和7年11月25日提出

酒田市教育委員会  
教育長 赤坂 宜紀

記

1. 工事名 鳥海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）
2. 工事場所 酒田市本楯字前田94番地の1
3. 仮契約の方法 変更契約
4. 仮契約年月日 令和7年11月25日
5. 仮契約金額 変更前 185,900,000円（税込み）  
変更後 192,566,000円（税込み）
6. 仮契約の相手方 酒田市下安町41番地の1  
株式会社丸高  
代表取締役 横瀬 夏樹
7. 工期 令和7年6月20日から令和8年2月27日

請負契約の変更について

光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事の請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和7年11月25日提出

酒田市教育委員会  
教育長 赤坂 宜紀

記

1. 工事名 光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事
2. 工事場所 酒田市 光ヶ丘三丁目 地内ほか
3. 仮契約の方法 変更契約
4. 仮契約年月日 令和7年11月17日
5. 仮契約金額 変更前 528,000,000円（税込み）  
変更後 528,322,300円（税込み）
6. 仮契約の相手方 酒田市東町二丁目1番地7  
大井建設株式会社  
代表取締役社長 大井 慎一郎
7. 工期 令和7年8月12日から令和8年3月31日まで